

## 国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」保存管理計画策定委員会 ―第7回― 議事録

- 1 日 時 平成 25 年 2 月 28 日 (木) 10 時～12 時
- 2 会 場 ときわ会館 5 階 小ホール
- 3 出席者
  - (1) 委員
    - ① 学識経験者  
佐々木寧委員 (会長)、堂本泰章委員 (副会長)、磯田洋二委員、小茂田美保委員、鷺谷いづみ委員
    - ② 行政関係者  
竹島睦委員、秋間英雄委員、鯉沼貢委員、小暮武志委員、齋藤常三委員
  - (2) 助言指導者  
文化庁文化財部記念物課 本間暁文化財調査官  
埼玉県教育局市町村支援部生涯学習文化財課 須田大樹主事
  - (3) 事務局  
清水生涯学習部長、小倉文化財保護課長、青木文化財保護係長、渡辺主査、長谷川主任、宮下主事
- 4 議事
  - (1) 保存管理の理念と方針
  - (2) 保存管理の方法
- 5 公開・非公開の別 公開
- 6 傍聴人の数 3 人
- 7 議事内容 下記のとおり

### 記

#### 1 議事事項

##### (1) 保存管理の理念と方針

##### **保存管理の理念について**

佐々木委員(会長)代理として堂本委員(副会長)が議事を進行  
事務局が資料1により説明

- ・ 前回の会議でご指摘のあった表現用語について修正した。
- ・ 前回のご意見を新たに盛り込み、第7パラグラフ以降、文章を付け加えた。  
趣旨としては、
  - 1 指定地に生じている危機をもう少し強く表現する
  - 2 教育に関することを充実する
  - 3 指定当時の自生地の意義そのものを確認する

## 意見

### 秋間委員

- ・ 資料に「天然記念物」という言葉が出てくるが、「紀」は「記」ではないか。

### 事務局（青木係長）

- ・ 大正の指定当時の法の下では「紀」を使い、文化財保護法の下で「記」に変更になったので、あえて指定当時の制度に基づくものを使った。

### 秋間委員

- ・ そういうことであれば、注意書きが必要。

### 本間調査官

- ・ 基本理念(1)「本質的価値の保全」は、文化財的なフレーズであり、本質的価値と付随するようなものの中で、本質的価値あるものをきちんと守っていこうという文化財保護のスタンスだが、本質的価値の説明がどこかであるのかどうか非常に問題。それを何らかの形で説明することが、後で必要になってくる。史跡や名勝は、本質的価値、重要な部分とそれに関連した物件、建物等いろいろなものが複数あり、本質的価値のものとそれ以外のものという使い方をしているので、この部分はこの言葉でいいのか検討した方がよい。

### 竹島委員

- ・ 2 ページ目の第 4 パラグラフに「指定地の周辺を取り込み、一体的に保存管理」とあるが、後の基本方針を見ると、どちらかという周辺のいろいろな利用との調和を図るということだが、保全対象とするエリアとして周辺を取り込んでしまうのか、単に周辺の利用との調和を図るという意味合いなのか、その辺りにずれがあるような感じを受ける。取り込むというのが、単に一体的に考えていくという意味なのか、対象エリアとして見てしまうのか、それによって具体的なアクションが変わってくると思うので、どういう表現が良いか検討すべき。

### 堂本委員

- ・ 「本質的な価値」については、1 ページ目の第 4 パラグラフに「まず第一は、保存すべき価値である」とあるが、ここで説明されている表現が分かりづらいということか。そうすると、この部分に説明を加えた表現が必要になる。

### 鷺谷委員

- ・ 専門の立場から言うと、こういう言葉使いの方が良いと思うことがいくつかある。2 ページ目の第 2 パラグラフ「春季のサクラソウの芽生え」について、芽生えはシードリングの意味にとられがちなので、「サクラソウが芽を出す(または出せるでも良いが)環境」にすべき。「攪乱」という言葉は、特別な意味を持って使われることが多くなってきて、里山の環境やこういう氾濫原で昔から茅等を刈っていた場所では、足りなくなった攪乱を加えなくてはいけない、むしろ適切な攪乱が必要という文脈で使われることが多いので、「植生に負の影響を及ぼす外来植物」とした方がよいと思う。2 ページ目の第 3 パラグラフに「個々の植物」とあるが、1 株ずつという印象に取れてしまうので「多様な野生植物が自生する状態」とした方が、自生地の活用についてはより適切な表現になるのではないかと。

#### 堂本委員

- ・ 先程の「周辺を取り込み」は、竹島委員の指摘のとおりの方考え方で事務局は書いていると思うので、そうすると表現を変えた方が良い。

#### 事務局（青木係長）

- ・ 具体的な方針の方で少しトーンダウンしていて、基本方針が具体的な内容になるので、基本方針を見直す。

#### 鷺谷委員

- ・ 「周辺」という言葉は曖昧な言葉で、範囲を特定しにくいものなので、管理の方針や理念を表わす時にはあまり適切な表現ではないと思う。例えば「周辺の公有地」にすると、公の土地であれば、協議はいろいろと必要になるかもしれないが、管理の対象になり得る。多様な民有地が入り組んでいるような所では、一体的な保全と活用の場にするには制限があると思うので、「周辺の公有地」等の言葉を加えた方が良いのではないか。行政の観点から見て、より適切な言葉があれば、そちらの方が良いが、民地というのがイメージされてしまうとなぜそんなことを言うのかというクレームも来る可能性があるのではないか。

#### 堂本委員

- ・ 周辺に関して、事務局では民地をイメージしていないということか。  
⇒事務局（青木係長）  
イメージしていない。

#### 堂本委員

- ・ 民地はほとんどない状態だと思うが、誤解がないようにすべき。

#### 鷺谷委員

- ・ 周辺というところどこまで入るのか。もっと限定的な言葉にした方が良い。

#### 堂本委員

- ・ 先程の「取り込み」という言葉と、方針の「連携・調和した、一体的な環境整備」について、方針の文章でいくのであれば、理念もそれに合わせた表現にした方が良いのではないか。鷺谷委員から指摘のあった事項は修正した方が良いと思う。理念については、行政上必要な用語の変更があると思うが、事務局に一任し、承認ということによろしいか。  
⇒委員承認

堂本委員(副会長)から佐々木委員(会長)へ議事の進行の引き継ぎ

#### 保存管理の基本方針について

事務局が資料1により説明

- ・ 表現等の見直し以外、大きな変更は行っていないが、4項目を基本方針として挙げた中で、4番目については協議会等を設けるという趣旨で前回素案を示したが、基本的な方針よりも、さらに下の階層である具体的な取り組みにあたる事柄であろうというご意見があった。ここでは、明確に協議会というものを示さない形にして、連絡調整の場が必要だという、

絞り込まない形の文章に代えた。専門の方々のご指導とご助言をいただきながら、関係機関との連絡調整を図る場を整備するという形にした。

## 意見

### 佐々木委員

- ・ 協議会という名称に限らず、実施に関する場の整備を図るということか。

### 堂本委員

- ・ 先程、理念の部分で修正の意見があったので、それと矛盾がないように、方針も事務局で修正した方がよい。

## (2) 保存管理の方法

### 2(1)指定地の管理 ア 指定地内への立ち入り イ 指定地の区分

事務局が資料2により説明

- ・ 全体像としては、資料3の「保存管理計画書構成案」を想定している。資料1の内容については、V章「保存管理計画」の中に入れることを考えている。資料2は、理念と方針に基づく具体的な方法等を定めている。V章では保存管理の原則を定めており、ここでは主に指定地の中の保存管理を中心に事務局案を作っているので、次のVI章において指定地の周りの部分を含めた保全のための取組みの方向性を検討していきたいと考えている。
- ・ イ「指定地の区分」(ア)について、特に第2次指定地は、第二次世界大戦末期から戦後にかけての開墾が全域に及んでいる状況があり、そうした現状を踏襲して実情に応じた植生の維持を図る。
- ・ (イ)の第1次指定地の区分について、最終的には地図を付けて示すことを考えている。第1次指定地には観察路と呼んでいる通路があるが、その大半は特別天然記念物の指定外にあたっていて、一部分だけ指定範囲の中に観察路とされている部分がある。そうした観察路により、第1次指定地が5つのブロックに分かれているという現状がある。指定地外の観察路については、指定地ではないということがあり、文化財保護課所管ではなく公園の管理の下にある。今後、観察路について、植生の保全のための整備を進める上では、調整して保全を進めていくということになる。指定地の範囲の中にあるので、将来的には指定が望ましい。
- ・ (ウ)の第2次指定地の区分について、第2次指定地の中にも、特別天然記念物の指定に含まれていない村道の跡があるが、指定地を含めて全体を柵によって囲った中で、指定地と同様の管理をしている。これについては維持していき、取り扱いについては第1次指定地と同様に進めていく。

## 意見

### 佐々木委員

- ・ 第1次指定地の観察路は一部指定されていないが、将来は指定地に含めて一体化して管理し

ていくということか。第2次指定地は保全区域に入っていないが、将来は保全区域に入れたいのか。

⇒事務局（青木係長）

第1次指定地と同様に含める。

⇒佐々木委員

（ウ）3行目「公園所管部局の了解のもと、現在の管理状態を維持することが望ましい」というのは、現状のままということか。

⇒事務局（青木係長）

指定部分と併せて全体を柵で囲って、全体が指定地であるかのように管理しているのが現状。

⇒佐々木委員

指定地であるかのように、というが、結果的に指定地にするのかしないのか。第2次指定地は指定を目指さないのか。

⇒事務局（青木係長）

指定地であるかのようになっている現状はまず維持し、さらに位置付けとして指定外の部分も指定に組み入れていく。

#### 須田主事

- ・（ウ）5行目「当該部分の特別天然記念物の指定の方向性については、第1次指定地と同様である」について、追加指定を目指す方向性は第1次指定地と同様であるということを知りやすくした方がよい。

#### 秋間委員

- ・第1次指定地の中の分断している観察路は指定地に入っているか。

⇒事務局（青木係長）

大半は指定地に入っていない状態で、一部が指定地に入っている。

⇒佐々木委員・事務局（青木係長）

将来は第1次指定地の観察路、第2次指定地の旧村道を全て指定地にしていく。

#### 鷺谷委員

- ・修飾語があると、論理が通るようになる。ア「指定地内への立ち入り」について、第1パラグラフと第2パラグラフの間に少し整合性が取れない所がある。1行目の「そこへの立ち入り」については、管理のために立ち入りをすると第2パラグラフには書いてあるので、「そこへむやみに立ち入ること」にした方がよいと思う。
- ・（ア）3行目に「復元された」とあるが、復元ではないと思う。復元は元に戻すという意味で、このようなことを「再生」と呼ぶようになっている。自然を復元といっても、元の状態が分からないので、復元を目指して実際に何かをするというのは難しいが、今から見て実現可能で価値があるものをそこに存在するような形にするについては、自然再生という言葉が法律等で使われている。自ら再生したという意味で、ここでは「再生」にした方がふさわしい。4行目に「それぞれの実情」とあるが、人間社会のことではないので「実態」とす

べき。(イ)の通路の問題について、「裸地となる通路」、「裸地の存在」とあるが、世の中全体を眺めてみて、植生を保護しながら活用するとすれば、裸地にはしておかずに木道を敷くというのが非常に一般的な手法なので、そういうことを無視して、観察路イコール裸地で、それは問題だという論理は社会的に通用しないと思う。そのこととも関連があるが、ウ「指定地内の施設・設備」の1行目に、「指定地の保全・管理・活用上必要なものは、適宜更新しつつ、維持していくこととする」とあるが、「適宜新設・更新しつつ」になるのではないか。いろいろ検討した結果、木道のような観察のための施設、植生を踏み荒らさず、水分の条件等にもあまり影響を与えることなく観察できる施設を設ける可能性を全く視野に入れないのはどうかとも思う。適宜や必要なものという限定があるので、今予定していないとしても、手をしばらないという意味で、更新と維持だけではなく新設も入れた方が良いのではないか。今は、ここに記されているような懸念事項もあるので、あまり多くの観察者に入ってもらっては困るが、植生を保護するような施設がしっかりしたら、その問題はクリアされる可能性もある。もちろん今後技術的なことを含めて十分検討が必要だが、そういうこともあるかもしれないと考え、あまり狭めず、現状だけに目を向けない文章にした方が良く思う。

#### 佐々木委員

- ・ 通路は指定地の区分とは別の問題だと思う。通路は通路で別項目を作った方が分かりやすいのではないか。最初は指定地の区分なので、第1次指定地・第2次指定地の管理の方法について書いて、それにはみ出た通路の問題は、指定に入っていないから将来入れるということで、別個に作った方が良く思う。

#### 本間調査官

- ・ 観察路が指定地になっていないと、市としては今、管理は公園課がやっているのか。

#### ⇒磯田委員

第1次自生地と第2次自生地の中に通路、かつての村道が残っている。第2次自生地の方の通路は擬柵の中に入っていて、指定地全体で同じような管理がされている。第1次指定地の方は、観察路として利用されているが、その管理は文化財保護課で実際に行っている。

#### 磯田委員

- ・ 観察路がやがて指定地の方に組み込まれるのであれば、2(1)ア「指定地内への立ち入り」という項目が変わってくるかと思う。イ「指定地の区分」の方を先にして、立ち入りの方は、(1)「指定地の管理」ではなく、他の方になるかもしれないが、ここに入れるのであれば、後の項目に持っていった方が良くはないか。
- ・ 第2次自生地がほとんど開墾されたという記述があるが、第1次自生地も同様である。70年をかけての再生ということでは全く同じなので、二つを分けて、それぞれの実情に即した植生の維持というのは意味が分からない。同じような植生の維持を図るのではないか。

2(1)ウ 指定地内の施設・設備 エ 指定地の管理台帳 オ 指定地への植物の持ち込み  
事務局 資料2により説明

表「既存の工作物の取り扱い一覧」について

- ・ 表番号については全体を通して付すので、現在は空欄の状態。
- ・ 2、3「標杭」は、文化財保護法に基づいて設置され、指定地の範囲・境界を示すもの。2、3が一部併存している状態。
- ・ 4「調査用永久枠」は、植生調査のため第1次指定地に設置されている。
- ・ 12「給水用井戸・ポンプ」は、乾燥化への対策として昭和49年度に設置された、スプリンクラーとそれに伴う地下水汲み上げのための井戸・ポンプである。
- ・ 一覧表の中で、現状ではスプリンクラーによる散水は行っていない。必要なものは更新しつつ、必要のないものについては撤去する。

ウ「指定地内の施設・設備」について

- ・ 第2パラグラフ5行目「指定地での機能補完」については、「指定地の機能補完」ということで、指定地の外側で保全のための機能を補完する部分・ものという意味。

## 意見

### 磯田委員

- ・ 表に書いていないが、スプリンクラーの配管が実際に指定地の中にあるので明記すべき。古くなったものをそのままにしておくのか、撤去するのか。撤去の場合は、指定地の中にあるので、他のものに比べて影響が大きいと思う。

### 佐々木委員

- ・ 12「給水用井戸・ポンプ」に含めて良いのではないかと。

### 磯田委員

- ・ 給水用井戸・ポンプは、E区にまとまって、建造物のような形である。配管は指定地のかなり広い範囲にある。

### 佐々木委員

- ・ いわゆる給水用施設そのものなので、井戸・ポンプ・配水管として12にまとめてはどうか。

⇒磯田委員

それでも構わないが、撤去の場合は非常に配慮が必要。

### 磯田委員

- ・ 科学的データの不足も指摘されているので、自然環境を観測するような機材の設置について、項目に入れるべき。具体的に、簡単なことと言えば、気温・湿度・日照時間・降水量・地温・地質・蒸散量等を観測するような機材を新設し、乾燥化等に対応した方が良い。ウ「指定地内の施設・設備」でなくて、新設の機材として独立して書いた方が良いのではないかと。
- ・ ア「指定地内への立ち入り」とオ「指定地への植物の持ち込み」については、(2)「植生の維持」に入れても良いのではないかと。(1)は指定地のこととしてまとめる。

### 佐々木委員

- ・ 立ち入りや植物の持ち込みの問題を取り上げると、片手落ちになってしまう部分がある。

例えば、ペットや自転車の持ち込み、オーバーユース、ゴミの投棄等、植生の維持の阻害になるようないろいろな細かい問題がある。それらを全て項目として挙げるのではなく、その辺りを含めた文章にする。

## 2(2)植生の維持 ア 保全すべき植生 イ 外来植物の駆除・侵入予防 ウ 在来植物の制御 エ ノウルシの制御

事務局 資料2により説明

### 意見

#### 佐々木委員

- ・ アについては内容から判断して、タイトルは「保全すべき植生」ではなく、「人為的管理の必要性」とした方が良いのではないかと。保全すべき植生が具体的に出てきているわけではない。

#### 鷲谷委員

- ・ 「本質的な価値」と言いながら、それが曖昧なまま、客観的にどういう価値であるか、科学も全然入っていないし、管理と提議していることが、庭や都市公園の手入れのように、この植物は害草だから抜きましょうというような書き方になっているので、特別天然記念物としての自生地の管理の在り方としてこういう書き方で良いのか疑問に思う。
- ・ 自生地の植生に関して何が本質的な価値で、どういうものを維持すべきかということをも明確にした上で、現状の植生についてもどういう問題があるか、しっかり分析した上で把握し、その価値を本当に損なってしまうような在り方を今している植物を抑制する管理を順応的アプローチですべき。素案では固定的にいろいろな在来種の名前を挙げているが、単に機械的にそれを常に抜いていけば良いかといえば、そうではないと思う。植生というのはもっとダイナミックに変化しているわけであり、現状において、本来の氾濫原とは大分違う環境であるがゆえに、ある植物が繁茂して植生を単純化してしまい、おそらくそれは本質的な価値に反することだと思ってしまうので、それを抑えるために、ある時期にはある特定のものを管理していく。そして、その効果を見ながら、それを続けて良いのかどうかということの判断をして、また次のステップにつなげる。そういうことをするにあたっては、やはり本質的な価値や管理の目標をもう少し具体的にすべき。サクラソウは分かりやすいと思うが、単にサクラソウだけではなく、自生地なので、具体的な目標というのをどういふところに置くかということが明らかにならないと、管理の方針も決まらないと思う。個人の庭や公園では、こういう植物が害になるので抜くということが良いと思うが、そうではない自然の植生としての自生地というのが本質的な価値だと思うので、姿勢が違うと思う。

#### 佐々木委員

- ・ 特に植物の名前を固定的に出すというのは、例えば帰化植物も将来何が出てくるか分からない。在来植物についても、素案に出てくるノウルシは試行実験が実施されたとあるが、その結果は分からないので、結果を見ながらそれを本当にやっていいのか、もう少し順応



的管理という形にした方が良い。固有名詞を出すのは少なくとも問題がある。

#### 本間調査官

- ・ 2「保存管理の方法」ということで、どういうことをここで言いたいのか。本来は、将来維持すべき植生の目標があって、それに持っていくためには、どういう方法でやるのかということになる。植物に対すること、外来種に対すること、実際に周辺地域のことというような形に、いくつか具体的な考え方としての方法が出てきて、その後、実際の日常的な管理が具体的に出てくるのではないか。目次で見ると、Ⅲ「自生地の概要」(3)ウと全く同じで、今までにどういう管理が行われてきたかをきちんと書き、その後にⅣ「現状と課題」ということで、ここでは管理の方向性を示して、その後に具体的な管理というような形の流れにする。まずは全体的な流れを示して、その流れの中で重要な項目については検討するという話にしないと、全体の中でどういう位置付けになっているのか分かりにくい。

#### 佐々木委員

- ・ 例えばノウルシについては、絶滅危惧種に指定されているものを抑制するので、それなりの説明がないと納得できない。

#### 磯田委員

- ・ 現在の指定地を実質的に管理しているが、保全すべき植生として私が目指しているのは、天然記念物に指定された当時のサクラソウ草原としての植生であり、それをできるだけ維持できればと考え、努めてきた。当時の植生の詳細なものについては、指定後の昭和5年頃、東大の先生等が調べたものがあり、それらを手がかりにして現在管理している。
- ・ 自然に任せて維持するのが一番良いが、そうはいかない部分があり、人為的に干渉していく必要が出てくる。外来植物の駆除、在来植物の制御、ノウルシの制御の項目について、ノウルシは在来植物に含まれると思うので、外来植物の制御、在来植物の制御に分けた方が良いのではないか。現状としてノウルシがサクラソウの生育を阻害しているかといえば、それをはっきり示すようなデータはない。70年をかけて植生が再生してきた中で、昔の植生に戻っていると見ている。外から来る人からすると、ノウルシが茂ってサクラソウが見づらいということはあるが、自生地としてはそういう状況ではないと思う。もしノウルシが阻害するようなことがあれば、他の在来植物と同じようなコントロールをすれば良いと思う。
- ・ 具体的な植物を入れるということは、問題がある。その時々に応じて、いろいろな植物が出てくる。素案に書いてあるものは、過去に扱ったものということで、それらがこれからも踏襲されるわけではない。
- ・ カ「冬枯れした植物遺体の除却」ということで、現状では草焼きを行っているが、これを単一にずっと続けていけば、サクラソウ自生地の植生は単純化してしまうだろうと思う。現状では約250種の植物があり、絶滅危惧種も多いが、そういうものが全てオギ・ヨシ群落の中に入っているわけではない。田島ヶ原の長い歴史を見れば、自然の攪乱があるので、人為的な攪乱もなければならぬと思っているので、検討した方が良い。

### 佐々木委員

- ・ 人為的攪乱とは人為的管理ということで、具体的にどのようなことか。

### 磯田委員

- ・ 極端に言えば、掘り返したり、夏にオギやヨシを一部分刈り払ったりすることがあるかもしれない。

### 鷺谷委員

- ・ 指定された当時の湿った草原、ハンノキ等も点在していたのではないかと思うが、そういったものを目指すというのは妥当だと思うが、そういう植生がどういうものであったかを客観的な資料を引用しながら描き出しておく必要があると思う。植物の先生方が調べただけではなく、いろいろなエッセイ、夏目漱石の『虞美人草』等、いろいろな所に記述があると思う。そういうものを総合して誰もがイメージできる姿として、目標をはっきりさせておかないと、その時々管理する人が主観的に行ってしまったら、管理自体が混乱することになってしまう。磯田委員のご記憶等も重要だと思うし、教育委員会でもいろいろな所から資料を集めていると思う。かつての報告書等にもいろいろな方が寄稿しているのを見た印象もある。サクラソウは人気のある植物なので、愛好会等がエッセイを集めている。関東地方の同好会だけでなく、関西でも浪華さくらそう会が古い資料を集めているし、ご存命の方のインタビューというのもあり得るかもしれない。出版されているようなものも含めて、客観的にその姿を描き出して明瞭な形にしておくという作業が必要。それを目標にしてもなかなか難しいのは、大きく環境が変わって、冠水する条件が違うだけではなく、冠水する水が違って大変富栄養化している。かつては、植生はどんどん使っていたので、むしろ貧栄養の状態が維持されていたがゆえにあった植生でもある。何もしないで維持できるとは思わないが、現状の環境の中でできること、できないことを明らかにする。やろうと思えば、大胆なこともできる。富栄養化して、外来植物の種等も混ざっているので、表土を剥いでしまう等もできる。湿地再生の手法としては、世界的にはそういう手法も使われている。それが妥当かどうか、そういうことをした後、それを持続させることができるかどうか問題としてあるが、まずは目標像のようなものを誰もがそこから客観的に読み取れるようなものを作る努力をすべき。それから、できること、できないことを考えながら、管理としてどういうことを一番重視するかということを決めていくという手順になるのではないか。本質的な部分を客観化する作業が必要。

## 2(2)植生の維持 オ 樹木の取扱い カ 冬枯れした植物遺体の除却

事務局 資料2により説明

### 意見

#### 佐々木委員

- ・ 樹木を地表際で伐採することを原則とするという記述は、必要性があるのか。

#### 磯田委員

- ・ 樹木がかなり大きいので、掘ると大変な事になるだろう。

#### 佐々木委員

- ・ そういうことや費用の話、木を全部切るのは大変だから順次やるということも含めて、それは具体的な条件の話であって、この項目では木をどうするのかということを書けばいいのであって、費用等の話は必要ないのではないか。
- ・ 指定地に隣接する所に、繁殖力が強く、種を飛ばしやすい植物、園芸植物のような外来種が多く植えられているので、周辺のことは今後考えていく必要がある。

#### 磯田委員

- ・ 樹木の取扱いの中にも、具体的な植物名が入っている。特にハンノキを指定していて、(2)アには遷移の最終がハンノキ林という表現があるが、自生地では少なくとも遷移の最終はそうでないと思う。湿性草原の中に侵入してくるものとしては、ハンノキ林だけでなく、ヤナギ類、ゴマギ等も入ってくる。そういったものについては、ある程度維持を図る必要がある。樹木という場合、どこまで捉えるか。例えばノイバラ等小形のものとはもともと自然のものなので、この部分は表現を変え、湿性草原に出現する樹木のうち景観にあまり影響のない程度において残すということにすべき。
- ・ 先日、指定地の大きなクヌギが枯れて、伐採した。樹齢は64年。その一部分は公園との境、土地の斜面に植えてあり、土地を守るためにということもある。そういうことを考えると、どれを切ってどれを残すのかということ十分に吟味した上で対処することが必要。
- ・ 植生の管理というと、いろいろあると思うが、自生地内の動植物の採取の禁止ということもなくてはならない。

#### 佐々木委員

- ・ そのような細かい項目を挙げたらたくさんあると思うので、植生に影響を与えるような行為ということにすべき。

#### 磯田委員

- ・ 緩衝帯を考えることも重要だと思うので、今後検討した方が良い。

#### 佐々木委員

- ・ いわゆるサクラソウの湿地の草原の景観からいうと、周辺にある公園の樹木、桜ですら、ある程度問題だと思っている。近接する桜を将来どうしていくかということも考えていかなければならない。今すぐ全部切るという話ではなく、少なくとも将来どうしていくか。近々には桜以外の繁殖力のある樹木をどうするかということも考えていく必要がある。指定地の中で繁殖をどう位置付けるかは重要で、検討していかなければならない。

#### 本間調査官

- ・ 保存管理計画の構成を変える必要がある。理念から一気に具体的な話になっているので、その前に指定地と指定地の周辺の将来像があって、それに持っていくために、具体的な方法が出てくると思う。その辺りを含めて構成を考えていかないと難しいと思う。別の部分

に移すということで、中を検討するという事は良いが、そうしないときちんとした議論が進まないと思う。

これをもって、会議を終了した。